

第10章 附則

1. 施行期日

◆附則第1条

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 (略)

四 第三条中意匠法第七条の改正規定、同法第十条第一項の改正規定（「第四十三条第一項」の下に「、第四十三条の二第一項」を加える部分に限る。）、同法第十条の二第二項ただし書及び第三項の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第六十条の十の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条第二項から第五項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

今改正法における意匠制度の改正は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年政令第145号により令和2年4月1日に決定）から施行することとした（改正法附則第1条本文）。ただし、意匠登録出願手続の簡素化及び手続救済規定の整備に係る改正については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとした（同条第4号）。

2. 意匠法の一部改正に伴う経過措置

◆附則第2条

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定（前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の意匠法第二条第一項、第三条第二項、第五条第二号及び第三号、第六条第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第八条、第八条の二、第十条、第十七条第一号、第二十一条、第四十二条第一項第二号、第四十八条第一項第一号、第六十条の六第三項、第六十条の八並びに第六十条の二十一第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次条において「施行日」という。）以後にする意匠登録出願について適用し、施行日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 第三条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の意匠法（以下この条において「新意匠法」という。）第十五条第一項及び第六十条の十第二項において準用する特許法第四十三条第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前に第三条の規定による改正前の意匠法（次項及び第五項において「旧意匠法」という。）第十五条第一項及び第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、適用しない。

3 新意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において準用する特許法第四十三条第八項及び第九項の規定は、第四号施行日以後に新意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において準用する特許法第四十三条第七項に規定する期間を経過する意匠登録出願

について適用し、第四号施行日前に旧意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、なお従前の例による。

- 4 新意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の二（同項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、第四号施行日前にした意匠登録出願に伴う優先権の主張については、適用しない。
- 5 新意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定は、第四号施行日前に旧意匠法の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

本条は、改正法の施行後における意匠法及び改正前の意匠法の適用範囲を規定したものである。

第1項は、意匠の定義の見直し、創作非容易性水準の明確化、組物の意匠の拡充、内装の意匠の保護、関連意匠制度の拡充、意匠権の存続期間の変更に係る改正について、改正法の施行前にした意匠登録出願については従前の例によることを定めている。これは、法適用の公平性、第三者への影響等の観点から、改正法施行日以後にした出願から改正法を適用することとしたものである。なお、明文では規定していないものの、改正後の第7条（出願手続の簡素化）は当然、改正法附則第1条第4号に定める施行日以後にした出願から適用されることとなる。

第2項から第5項までは、手続をすべき期間及び優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合における救済規定について、改正法の施行前後におけるこれらの規定の適用関係を明確にするため、経過措置を設けたものである。具体的には、第2項、第3項及び第5項については改正法の施行前に手続をすべき期間が経過した場合について、第4

項については改正法の施行前にした意匠登録出願に伴う優先権の主張について、改正法の規定を適用せず、改正前の制度が適用されることとした。